

**平成31年度藤枝ICTコンソーシアム推進業務
クラウドソーシング事業委託特記仕様書**

本特記仕様書は、「平成31年度藤枝ICTコンソーシアム推進業務③クラウドソーシング推進事業」（以下「本業務」という）に適用する。本業務の遂行にあたっては、全て契約図書に基づき実施するものとする。

1 委託期間 契約締結日から平成32年3月31日まで

2 納入期限 平成32年3月31日

3 業務内容

以下に掲げる「クラウドソーシング推進事業」の実施及び実現可能性が確保できる企画の確立や事業の立上げに加え、コンソーシアム事業の包括的な推進・促進等。

クラウドソーシング推進事業（ICTを活用したアウトソーシング・働き方改革）

平成31年度は、平成30年度に稼働開始した藤枝版クラウドソーシング・サービス（藤枝くらシェア）を基盤として、自走に向けてさらなる拡大を図るものとする。藤枝版クラウドソーシングは、女性や高齢者を含む市民等の新しい働き方の選択肢として提供。企業等からは、発注先の有力候補として機能できるメリットの周知を実施し、段階的に仕事の受発注件数を増やしていく。また自走に向けて、ビジネスモデルの確立、拡充を図るものとする。

想定する事業	事業の概要
藤枝版クラウドソーシング（藤枝くらシェア・プラットフォーム）の運営・改善	(1)クラウドソーシングサイトの運営 藤枝版クラウドソーシング（藤枝くらシェア・プラットフォーム）サイトの本格運用に伴う利用分析、機能改善等を実施。 (2)市民ランサー教育・募集の継続 モデルランサーを軸としながら、市民ランサー育成のためのカリキュラムを提供、研修やセミナー等を実施。 クラウドソーシングによる働き方を周知徹底するセミナーや広報等を実施。 (3)発注企業募集 発注企業（発注候補企業）を対象とした啓発活動を実施。
地元の課題解決型クラウドソーシングモデルの実証	地元根差す課題の解決に資する藤枝版クラウドソーシングの利活用モデルを提案するとともに、実証等による実現可能性を調査しながら、藤枝版クラウドソーシングで受発注できる業務ラインナップの充実化・精緻化を図る。
事業継続性に係る提案等	クラウドソーシング推進事業の継続性確保に資する提案、本事業の持続可能な運用方法の提案等。

4 成果品

納入成果品は下記の通りとし、納入前に藤枝市の承認を得ることとする。納入先は藤枝 I C T コンソーシアムとする。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 3 の実施記録及び成果報告書 | 1 式 |
| (2) 3 で作成された成果品または情報発信された記録データ | 1 式 |
| (3) 打合せ協議記録簿 | 1 式 |

5 留意事項

- (1) 受託者は、業務実施にあたり、事前に事業計画書及び作業スケジュールを作成し、委託者に 1 部提出すること。また、委託者の請求時等、必要に応じて進捗状況をまとめた中間報告書を提出しなければならない
- (2) 受託者は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない
- (3) 受託者は、貸与された関係資料等を、業務の完了後直ちに返還しなければならない
- (4) 受託者は素材等として許諾が必要なものを使用する場合は、すべての手続きを行い、使用にかかる費用もすべて負担すること
- (5) 受託者は成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うこと
- (6) 受託者は、本業務の全部を再委託もしくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託もしくは請負わず場合に限り、事前に書面によりコンソーシアムの承諾を得たときは、この限りではない
- (7) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること
- (8) 受託者は委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）に規定する権利を、成果物の納入後、直ちにコンソーシアムに無償で譲渡すること
- (9) 藤枝市は、著作権法第 2 0 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないこと
- (10) 受託者は、作業実施にあたり、本仕様書に明示なき事項、又は疑義が生じたときは、委託者とその都度協議し指示を受けるものとする。
- (11) 本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、藤枝商工会議所や岡部町商工会、市等における個人情報保護規約等に準ずる対応をする。個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。